

博物館実習生の受入要項

当要項は博物館法及び博物館法施行規則の規定に基づく博物館実習の受入について、一定の基準を示し、当館の業務に支障のない範囲で円滑に受入を行うことを目的とする。

1. 受入対象者

原則として、滋賀県内の大学(短期大学、大学院を含む)に在籍する者、または近郊の大学(短期大学、大学院を含む)に在籍する者であること。

2. 受入方法

大学の学芸員課程担当教官あるいは、事務担当者による事前連絡で受入状況を確認の上、文書での受入依頼にて受け付ける。

依頼文書には、学芸員資格課程担当教官あるいは事務担当者あて返信用封筒(宛名記名のうえ切手添付のこと)を添付するものとする。

3. 受入人数

10名

1大学2名までとする。ただし、申し込み多数の場合、実習生の専攻等を考慮し受入者を決定する。

4. 申込受付期間

5月31日(日曜日)まで

5. 実習期間

8月25日(火曜日)から8月30日(日曜日)までの全6日間

6. 実習内容

学生の専門分野に関係なく歴史資料、民俗資料、美術工芸資料、教育普及、展示等から実習内容を決める。

原則として実習の評価は行わない。

7. 実習費用

受入決定後、実習教材費等の実費として5,000円を徴収する。

納付方法については、博物館が後に発行する納付書にて納付する。

納付された実習費用は、原則として返金しない。

8. その他

実習中の事故については当館に過失が認められる場合を除き、一切責任を負わない。